

双葉町除草機貸出要綱をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

双葉町長 伊澤 史朗

双葉町要綱第 13 号

### 双葉町除草機貸出要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、町が所有する自走式除草機・粉碎機及び肩掛け式草刈機（以下「除草機」という）を貸出すことにより、公共施設等の維持管理の効率化並びに作業時の安全確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第 2 条 除草機の貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 行政区又は自治会
- (2) ボランティア団体
- (3) 公共施設の維持管理を行う団体（双葉町各課を含む）
- (4) その他町長が適当と認める者

2 町が貸出す除草機は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 小型自走除草機
- (2) 大型自走除草機
- (3) 自走粉碎機
- (4) 肩掛式除草機

(使用目的)

第 3 条 除草機は、道路、河川管理施設その他公共施設等の維持管理及び環境美化活動のために使用するものとする。

(使用場所の制限)

第 4 条 除草機を使用できる場所は、道路、公園、河川管理用地及びその他公益的な環境美化が目的となる場所とする。

2 次の各号に掲げる場所では使用してはならない。

- (1) 傾斜角度 35 度を超える斜面
- (2) 崩落、転落又は滑落のおそれがある場所
- (3) 湿地、軟弱地盤、その他足場の安定性確保が困難な場所

(4) 第三者との安全距離が確保できない場所

(5) その他町長が危険と認める場所

3 前項第2号にかかわらず、機種ごとの取扱説明書又はメーカーが定める使用条件を超えて使用してはならない。

(貸出申請)

第5条 除草機の貸出しを受けようとする者は、双葉町除草機使用申請書（様式第1号）を使用開始日の7日（開庁日）前までに町長に提出しなければならない。

(貸出決定)

第6条 町長は申請内容を審査し、適当と認めるときは貸出しを承認するものとする。

(貸出期間)

第7条 貸出期間は7日以内とする。ただし、町長が必要と認める場合はこの限りでない。

(使用者の遵守事項)

第8条 第6条により貸し出しを承認された者（以下使用者という）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 作業開始前に機械及び周辺状況の安全確認を行うこと。

(2) ヘルメット、安全靴その他必要な保護具を着用すること。

(3) 転貸し又は目的外使用をしないこと。

(4) 関係法令及び取扱説明書を遵守すること。

(飛散物等による事故防止)

第9条 使用者は、飛石、草片その他飛散物による事故を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 作業開始前に石、空き缶、その他飛散のおそれのある障害物を除去すること。

(2) 必要に応じて防護ネット等の飛散防止設備を設置すること。

(3) 作業区域に第三者が接近した場合は直ちに作業を中断すること。

(4) その他事故防止に必要な措置を講ずること。

(荒天時の使用禁止)

第10条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは除草機を使用してはならない。

(1) 降雨時又は降雨後で地盤が滑りやすい状態にあるとき。

(2) 強風、暴風その他風により安全な作業が困難なとき。

(3) 大雨警報、洪水警報、暴風警報又は土砂災害警戒情報が発表されているとき。

(4) 雷注意報、雷警報又は竜巻注意報が発表されているとき。

(5) 濃霧その他の理由により視界が確保できないとき。

2 町長は、安全確保のため必要があると認めるときは、除草機の使用中止又は返却を命ずることができる。

(使用料)

第11条 除草機の使用料は無料とする。

2 燃料、運搬その他使用に要する費用は使用者の負担とする。

(事故等の報告)

第12条 使用者は、事故、故障その他異常が発生した場合は直ちに使用を中止し、速やかに町長へ報告しなければならない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、故意又は重大な過失により除草機を損傷し、又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(貸出承認の取消し)

第14条 町長は、使用者がこの要綱に違反した場合又は管理上必要があると認める場合は、貸出承認を取り消すことができる。

(返却)

第15条 使用者は、貸出期間満了までに除草機を清掃し、異常の有無を確認のうえ返却しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

様式第1号

双葉町除草機使用申請書兼誓約書

(貸出者)

双葉町長 様

(申請者)

団体名  
代表者氏名  
住所  
電話番号  
作業責任者氏名  
緊急連絡先

私は、除草機の使用に当たり、双葉町除草機貸出要綱を遵守するとともに、下記の事項を誓約します。

1 借受機械

☐ RCSP530A      ☐ RCHR800A      ☐ MPC80      ☐ 肩掛式除草機  
(小型自走除草機)    (大型自走除草機)    (自走粉碎機)    (                      台)

2 使用期間

令和    年    月    日    から  
令和    年    月    日    まで

3 使用場所

双葉町大字                                      字                                      地内

#### 4 誓約事項

- 1 除草機は貸出承認を受けた目的及び場所にのみ使用します。
- 2 除草機の操作は、町から操作説明等を受けた者が行います。
- 3 作業責任者を選任し、安全管理に努めます。
- 4 作業開始前に作業区域内の石、空き缶その他飛散のおそれのある物件を除去します。
- 5 飛石その他の飛散物による事故を防止するため、必要に応じて防護ネットの設置、監視員の配置その他の安全対策を実施します。
- 6 第三者が作業区域に接近した場合は直ちに作業を中断し、安全を確認した後に再開します。
- 7 降雨時、強風時、雷発生時その他安全な作業が確保できない場合は使用しません。
- 8 取扱説明書及び貸出要綱に定める使用条件を遵守します。
- 9 除草機を第三者へ転貸しません。
- 10 使用期間中は適切な管理を行い、盗難、紛失及び損傷の防止に努めます。
- 11 故障、事故その他異常が発生した場合は、直ちに使用を中止し、町へ報告します。
- 12 私の故意又は過失により除草機を損傷し、又は第三者へ損害を与えた場合は、その責任を負うとともに、町が被った損害について賠償します。
- 13 第三者との間で生じた事故、損害賠償その他の紛争については、借受者の責任において解決します。
- 14 使用後は機械の清掃及び点検を行い、貸出時と同様の状態で返却します。

5 確認事項

【借受時確認欄】

- ☐ 機体外観確認
- ☐ エンジン始動確認
- ☐ 刈刃確認
- ☐ 安全装置確認
- ☐ リモコン動作確認
- ☐ 燃料確認

上記内容を確認し、借受けします。

令和     年     月     日

借受責任者氏名

印

【返却時確認欄】

返却日時

令和     年     月     日

確認項目

☐ 異常なし   ☐ 故障あり   ☐ 修理必要

特記事項

確認職員

所属

氏名

印